

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令について

1. 改正の趣旨

「独立行政法人北方領土問題対策協会法」（平成14年12月6日法律第132号）の一部改正（平成21年法律第75号）に伴い、「独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令」（平成15年9月30日内閣府・農林水産省令第12号）について所要の改正を行った。

2. 改正の内容

独立行政法人北方領土問題対策協会法（以下、「協会法」という）第11条第2号に基づき、業務方法書に記載すべき事項として、交流等事業に関する事項を追加した。